

議事要旨(3) 後発事象に関する会計基準の検討について

冒頭、都常勤委員より、後発事象に関する会計基準の検討について、今回審議すべき論点の概要の説明がなされた。引き続き、神谷専門研究員より、説明資料〔審議事項(3)-2〕及び〔審議事項(3)-3〕に基づき、「公表承認日」に代わる文言の取扱いなどのディスカッションポイントを中心に説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの説明は次のとおりである。

- 「公表承認日」の代替案については、いくつかの要素を考慮すると、「作成完了日」が良いのではないかとの意見があった。また、複数の委員から、さらに別の代替案を検討すべきであるとの意見があった。

これを受けて、都常勤委員より、引き続き事務局で検討する旨の説明がなされた。

引き続き、都常勤委員より、会社法計算書類の公表承認日以後有価証券報告書に含まれる財務諸表の公表承認日までに発生した後発事象を、修正後発事象として取り扱うべきかどうかについて、想定される実務上の懸念に関する作成者からの意見聴取結果、及び会計理論上の後発事象のあり方に関する説明がなされた。その上で、今後予定している日程に関する説明がなされた。

- 複数の委員より、会社法計算書類の公表承認日以後有価証券報告書に含まれる財務諸表の公表承認日までに発生した後発事象を、修正後発事象として取り扱うことについて、我が国固有の法制度のもとでは実務上の影響や混乱を懸念する声が多いため、この会計基準の開発にあたってはそれを十分に考慮すべきとの意見があった。
- ある委員より、検討時期を延期する選択肢は検討されているかについて質問があった。これに対し、事務局より、基準諮問会議より挙げられたテーマであり、まずは基準化に向けた作業を進めることを考えている旨、及び延期した場合に何をきっかけとして検討を再開するかが明確ではないため、まずは議論した上で基準化を目指したいと考えている旨の説明があった。
- ある委員より、実務上の懸念は理解できるが、現在の監査・保証実務委員会報告第76号はかなり過去に開発されたものであり、現在の環境下で開発された会計基準が、これを追認することになった場合、会計基準全体の問題になりかねないのではないかとの意見があった。
- ある委員より、制度対応は別の議論であり、理論上の話だけをすれば、修正後発事象にすべきであり、その方が株主、投資家に対する有用性が確保できるとの意見があっ

た。

- ある委員より、現行の実務を踏襲した会計基準をいったん開発し、IFRS の強制適用の範囲が決まった段階で、再度検討を再開することはできないかどうかについて質問がなされた。これに対し、事務局より、このポイントがこの基準開発の重要な部分であり、これを外すことは難しいのではないかと考えられるが、検討することとする旨の回答がなされた。
- ある委員より、この論点は誤謬とは異なり、会社法で定められている計算書類の作成手続における、取締役の善管注意義務とは関係ないとの整理ができるという理解でよいかとの質問があった。これに対し、別の委員より、会社法上の計算書類の作成に関する限りにおいては、作成段階までの事象が反映されるように取締役としての善管注意義務を果たしていれば、その責任を問われることはないのではないかと、との意見があった。また事務局より、意見聴取を行った作成者の意見は、誤謬はまず、発生しないように努力しており、それでも発生した場合には自己の誤りであり修正せざるを得ないが、修正後発事象は他律的な問題であり、会社法計算書類の公表承認日以後有価証券報告書に含まれる財務諸表の公表承認日までに発生した後発事象を反映することにより、多くの事務手続や混乱が起きることに対して大きな懸念があるというものであった、との説明があった。
- 複数の委員より、文案の「参考」に含まれている修正後発事象の記載について質問がなされた。これに対し、事務局より IAS 第 10 号「後発事象」や 76 号の記載を踏襲したものであり、新たな記載ではない旨の説明がなされた。
- あるオブザーバーより、懸念されるような後発事象の発生可能性が小さいこと、及び情報の有用性を考慮すると、修正後発事象とする方が望ましいのではないかと、との意見があった。

これらを受けて、都常勤委員より、頂いた意見を取りまとめた上で、次回の委員会で暫定合意を行う可能性がある旨の説明がなされた。

以 上